

<8日 寒露, 14日 体育の日, 鉄道の日, 23日 霜降>



1. October ご案内 改正情報

① 先月号でも案内致しましたが、社会保険料につきまして、今月支払う給与から新標準報酬月額での保険料に変更します。等級が同じ方でも、厚生年金保険料の料率がアップしていますのでご注意ください。

重要! ※「社会保険の月額変更届」で「7月変更・8月変更」のあった人は、その変更後の等級が来年8月まで続きますのでご注意ください。

② 年金関連の法律改正 <3の法律ワンポイントご参照>

- (1) 雇用保険保険と年金との調整の届出が不要に
- (2) 専業主婦(夫)の制度が改正～2年以上の遡及手続きが可能に
- (3) 年金の特例水準の引き下げ
- (4) 今後の主な改正スケジュール

③ <最低賃金が改定> **愛知県 780円(+22円)**(10月26日から) **岐阜県 724円(+11円)**(10月12日から) **三重県 737円(+13円)**(10月19日から) 産業別は12月改定。厚生労働省が2013年度における都道府県ごとの最低賃金をとりまとめ、全国平均は764円(前年度比15円増)となりました。

2. 名言名句

「却下照顧」(きゃっかしょうこ) 禅語

先月号と同じ、「怒らない禅の作法<著 柘野俊明(ますのしゅんみょう氏)>」からです。玄関の靴が脱ぎ捨てられていないか・・・ちゃんと揃えているか。「自分の足元をきちんと顧みよ」との事で、靴を揃えるのはほんの一瞬でできること、難しいことではないはず。「小さなことができない人が大きな目標を達成できるわけがない」靴をそろえる・・・生き方全体を変える大きな力を持っていると著者。反省～そう思います。

☆ 現在の保険料率 ※ (労使折半料率) **健康保険 49.85**(愛知) / 1000、**介護保険 7.75** / 1000
厚生年金保険 **85.6** / 1000 **雇用保険 5** / 1000 (建設業 6 / 1000)

3. 法律ワンポイント

年金改正

(1) 雇用保険保険と年金との調整の届出が不要に

65歳までの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金)を受けの方が、雇用保険の失業給付が高年齢雇用継続給付を受けることが出来るときは、年金は全部または一部カットになります。このような状況になったとき「老齢厚生・退職共済年金受給権者支給停止事由該当届」の届出が必要でしたが、平成25年10月1日以降原則届出不要となりました。

(2) 専業主婦(夫)の制度が改正～2年以上の遡及手続きが可能に

第3号被保険者である妻(夫)は、サラリーマンの夫(妻)が退職したときや夫(妻)の扶養から外れたときに、国民年金の切り替えの届出(3号から1号)が必要です。しかし、この届出が2年以上遅れると保険料の「未納期間」が発生し、この「未納期間」は年金を受け取るための「受給資格期間」に入りませんでした。平成25年7月1日に第3号被保険者に関する制度が改正され、届出が2年以上遅れても手続きをすれば、「未納期間」を「受給資格期間」に入れることができるようになりました。

(3)年金の特例水準の引き下げ

現在支給されている年金額は、平成11年から13年までの間に、物価が下落したにもかかわらず、年金額を特例的に据え置いた影響で、法律が本来想定している水準(本来水準)よりも、2.5%高い水準(特例水準)となっています。この特例水準が今月から引き下げられます。

- ①平成25年10月に▲1.0% ②平成26年4月に▲1.0% ③平成27年4月に▲0.5%

(4)今後の主な改正スケジュール

<平成26年4月1日>

- ①厚生年金、健康保険等について、産休期間中の保険料免除を行う。
②遺族基礎年金の父子家庭への支給を行う。(※)
③基礎年金国庫負担2分の1を恒久化する年度を平成26年度と定める。(※)

<平成27年10月1日>

年金の受給資格期間を現在の25年から10年に短縮する(※)

<平成28年10月1日>

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大を行う。



(※)税制抜本改革により得られる税収(消費税収)を充てるため、税制抜本改革の施行時期にあわせての施行となります。

4. 統計・情報

①厚生労働省は、いわゆる「ブラック企業」の実態把握のために実施した無料電話相談(9月1日)の結果を発表し、相談件数が1,042件に上ったことを発表した。相談内容は、「残業代の不払い」が556件(53.4%)で半数以上を占め、「長時間・過重労働」(39.7%)、「パワハラ」(15.6%)が続いた。同省では、「相談内容を精査して労働基準法違反の疑いが強い企業については監督指導を実施していく」としている。

②厚生労働省が9月5日に公表した2012年人口動態統計(確定数)によると、1人の女性が一生の間に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」は1.41となり前年の1.39を上回った。

③日本看護協会が9月4日に発表した「病院勤務の看護職の賃金に関する調査」によると、看護職の賃金は年齢による上昇率が低いことが明らかになった。基本給月額を、20歳代前半を100とした場合、50歳代前半で145にとどまっており、賃金制度の整備が課題だとしている。

http://www.nurse.or.jp/up_pdf/20130904145414_f.pdf

④厚生労働省は、2012年度における医療費が38兆4000億円(前年度比1.7%増)となり、10年連続で過去最高を更新したと発表した。国民1人当たりの医療費は30.1万円(同1.9%増)で初めて30万円を突破した。

⑤厚生労働省は、厚生年金基金が解散する際に解散理由を書面で同省に提出して了解を得る「事前協議制」を10月1日に撤廃することを明らかにした。来年4月1日からの基金の解散条件の緩和に向けた施策の一部を前倒しすることで、基金に対して早めの解散を促す考え。

HRM Tanaka Human Resources Management

10月に入りました。人気ドラマ「半沢直樹」やNHK朝ドラ10年に1本?の傑作「あまちゃん」が、9月で終了したため喪失感一杯の人々が多いと予測されていましたが、ご覧になっていた皆さんはいかがでしたか?「半沢直樹」では、手に汗にぎる展開、「倍返し!」が痛快でした。今年の流行語大賞の最有力ではないかと思われませんが、「あまちゃん」の「じえいじえい~」や「今でしょ!」など目白押しです。

当業界初のドラマのご案内です・・・10月2日スタート、毎週水曜日「日本テレビ系列」で、今までになかった「労働基準監督官」のドラマが始まります。しかも女性が主人公!段田凜(だんだりん)(竹内結子)です。「ダンダリン101」という漫画が原作だそうです。融通の利かない労働基準監督官・段田凜が、ブラック企業に立ち向かうさまを痛快に描くというもの。サービス残業や不当解雇、パワハラ・セクハラなどの社会問題、時代にマッチしたドラマなのだと思えます。一方、私共の職業が認知されてきたのか、敵側?企業側に社会保険労務士が登場します。

さて、どんな内容なのか、リアルなのかどうなのか・誇張されてはいないか?そして企業・労働者にとって有益な情報をもたらしてくれるのか、しっかりとウオッチしてゆきたいと思えます。もし仮にヒットすれば個別労働紛争問題、労使の問題に影響をもたらすのは必至と思えます。(S)